



# 大津市公報

平成 29 年 2 月 1 日  
号外 (第 3 号)

発行所 大津市役所  
発行人 大津市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

<b>規 則</b>	
1 大津市契約規則の一部を改正する規則.....	1
<b>訓 令</b>	
1 市長の権限に属する事務を教育長、教育委員会の事務局の職員及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員が補助執行する場合の事務決裁規程の一部改正.....	1
<b>告 示</b>	
33 平成 6 年告示第 30 号 (市長の権限に属する事務の一部を教育長、教育委員会の事務局の職員及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員をして補助執行させることについて) の一部改正.....	2
<b>教育委員会規則</b>	
1 大津市立幼稚園における一時預かり事業の実施に関する規則.....	2
<b>教育委員会訓令</b>	
1 大津市教育委員会事務決裁規程の一部改正.....	5
2 教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関である職員が補助執行する場合の事務決裁規程の一部改正.....	6
<b>教育委員会教育長告示</b>	
1 教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を市立幼稚園の園長に委任することについて.....	7

## 規 則

大津市契約規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 29 年 2 月 1 日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第 1 号

大津市契約規則の一部を改正する規則

大津市契約規則 (昭和 40 年規則第 35 号) の一部を次のように改正する。

第 21 条の 2 中「第 10 号」を「第 11 号」に、「第 11 号から第 38 号まで」を「第 12 号から第 39 号まで」に改め、第 38 号を第 39 号とし、第 34 号から第 37 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 33 号中「第 19 号及び第 24 号」を「第 20 号及び第 25 号」に改め、同号を同条第 34 号とし、同条中第 4 号から第 32 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備

第 21 条の 3 第 2 項第 1 号中「前条第 11 号」を「前条第 12 号」に改め、同項第 2 号中「前条第 12 号」を「前条第 13 号」に改め、同項第 3 号中「前条第 14 号」を「前条第 15 号」に改め、同条第 3 項中「前条第 37 号及び第 38 号」を「前条第 38 号及び第 39 号」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 訓 令

### 大津市訓令第 1 号

市長の権限に属する事務を教育長、教育委員会の事務局の職員及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員が補助執行する場合の事務決裁規程 (平成 6 年訓令第 6 号) の一部を次のように改正する。

平成 29 年 2 月 1 日

大津市長 越 直 美

題名及び第 1 条中「教育長、」を削る。

第 2 条第 1 項中「教育長、」及び「別表」とあるのは「大津市事務決裁規程別表第 1 号の表」と、「教育

長」とあるのは「副市長以上の職位」と、同条第 3 項中」を削り、同条第 2 項中「教育長」を「教育次長」に改める。

第 3 条第 1 項中「教育長」を「教育次長」に改める。

#### 附 則

この訓令は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

## 告 示

### 大津市告示第 33 号

平成 6 年告示第 30 号（市長の権限に属する事務の一部を教育長、教育委員会の事務局の職員及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員をして補助執行させることについて）の一部を次のように改正する。

平成 29 年 2 月 1 日

大津市長 越 直 美

前文中「、教育長」を削る。

## 教 育 委 員 会 規 則

大津市立幼稚園における一時預かり事業の実施に関する規則を公布する。

平成 29 年 2 月 1 日

大津市教育委員会

教育長 桶 谷 守

### 大津市教育委員会規則第 1 号

大津市立幼稚園における一時預かり事業の実施に関する規則

大津市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則（平成 24 年教育委員会規則第 17 号）の全部を改正する。（趣旨）

**第 1 条** この規則は、大津市立幼稚園における一時預かり事業（児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 36 条の 35 第 2 号に規定する幼稚園型一時預かり事業をいう。以下同じ。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第 2 条** この規則において使用する用語は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）において使用する用語の例による。

（一時預かり事業の実施）

**第 3 条** 大津市立幼稚園においては、次条に定めるところにより、教育課程に係る教育時間の終了後及び夏季休業日（大津市立学校の管理運営に関する規則（昭和 32 年教育委員会規則第 6 号。以下「管理運営規則」という。）第 3 条第 2 号に規定する夏季休業日をいう。以下同じ。）における一時預かり事業を実施する。

（一時預かり事業の実施園等）

**第 4 条** 一時預かり事業を実施する大津市立幼稚園（以下「実施園」という。）並びに一時預かり事業の実施日及び実施時間は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育長は、特に必要があると認めるときは、実施日又は実施時間を臨時に変更することができる。

（一時預かり事業の対象幼児）

**第 5 条** 一時預かり事業を利用することができる者は、当該実施園に通園する支給認定子どもとする。

（利用定員）

**第 6 条** 一時預かり事業の利用定員は、各実施園につき 20 人（仰木の里東幼稚園、青山幼稚園、瀬田幼稚園、瀬田東幼稚園及び瀬田北幼稚園にあっては、40 人）とする。ただし、実施園の管理上支障がない場合は、この限りでない。

（利用の申請）

**第 7 条** 支給認定子どもに一時預かり事業を利用させようとする支給認定保護者は、教育長が別に定める日までに、一時預かり事業利用申請書（別記様式）により、実施園の園長に申請しなければならない。

（利用の決定）

**第 8 条** 実施園の園長は、前条の規定による申請があったときは、一時預かり事業の利用の可否を決定し、その旨を当該支給認定保護者に通知するものとする。

(届出)

**第 9 条** 前条の規定による一時預かり事業の利用の決定を受けた者は、一時預かり事業を利用させる必要がなくなったときは、直ちに実施園の園長にその旨を届け出なければならない。

(委任)

**第 10 条** この規則に定めるもののほか、一時預かり事業の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

**附 則**

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

**別表** (第 4 条関係)

区分	実施園	実施日	実施時間
管理運営規則第 3 条各号に掲げる休業日以外の日における一時預かり事業	志賀北幼稚園、志賀南幼稚園、伊香立幼稚園、真野幼稚園、真野北幼稚園、堅田幼稚園、仰木の里東幼稚園、下阪本幼稚園、唐崎幼稚園、志賀幼稚園、藤尾幼稚園、長等幼稚園、平野幼稚園、膳所幼稚園、富士見幼稚園、晴嵐幼稚園、石山幼稚園、大石幼稚園、青山幼稚園、瀬田幼稚園、瀬田南幼稚園、瀬田東幼稚園及び瀬田北幼稚園	月曜日、火曜日、木曜日及び金曜日	午後 2 時から午後 5 時まで
		水曜日	午前 11 時 50 分から午後 5 時まで
	南郷幼稚園及び田上幼稚園	火曜日、木曜日及び金曜日	午後 2 時から午後 5 時まで
	上田上幼稚園	月曜日、火曜日及び木曜日	午後 2 時から午後 5 時まで
	仰木幼稚園、仰木の里幼稚園、雄琴幼稚園、日吉台幼稚園、坂本幼稚園、比叡平幼稚園、逢坂幼稚園及び大津幼稚園	火曜日及び木曜日	午後 2 時から午後 5 時まで
夏季休業日における一時預かり事業	全園	月曜日から金曜日までのいずれかの日のうちから教育長が各実施園ごとに定める日	午前 9 時から正午まで又は午後 1 時から午後 4 時までのいずれかの時間のうちから教育長が各実施園ごとに定める時間

備考 この表の規定にかかわらず、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日には、一時預かり事業を実施しない。

別記様式 ( 第 7 条関係 )

一時預かり事業利用申請書

年 月 日

( 宛先 )

大津市立 幼稚園長

保護者住所 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

次のとおり \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月分の一時預かり事業の利用を申請します。

3 歳児・4 歳児・5 歳児 \_\_\_\_\_ 組 園児名 \_\_\_\_\_

利用希望日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	合計
曜日										
時間										

( 緊急連絡先等 )

\_\_\_\_\_

教 育 委 員 会 訓 令

大津市教育委員会訓令第 1 号

大津市教育委員会事務決裁規程(平成 6 年教育委員会訓令第 1 号)の一部を次のように改正する。

平成 29 年 2 月 1 日

大津市教育委員会  
教育長 桶 谷 守

別表第 1 号の表 1 の部 9 の項を削り、同部 10 の項中  
 「  
 | | | | | | | | | |」  
 に改め、同項を同部 9 の項とし、同部 11 の項を同部 10 の項とし、同部 12 の項中  
 「ほう賞」を「褒賞」に改め、同項を同部 11 の項とし、同部 13 の項を同部 12 の項とし、同部 14 の項第 1 号中  
 「  
 | | | | | | | | | |」  
 を「  
 | | | | | | | | | |」  
 に改め、同項第 2 号中「軽易なもの」を  
 「その他のもの」に改め、同項を同部 13 の項とし、同部 15 の項を同部 14 の項とし、同部 16 の項第 1 号中  
 「  
 | | | | | | | | | |」  
 を「  
 | | | | | | | | | |」  
 に改め、同項を同部 15 の項とし、同部 17 の  
 項第 1 号中「  
 | | | | | | | | | |」  
 を「  
 | | | | | | | | | |」  
 に改め、同項を同部 16 の項と  
 し、同部 18 の項から 21 の項までを 1 項ずつ繰り上げ、別表第 1 号の表 2 の部 1 の項第 1 号中  
 「  
 | | | | | | | | | |」  
 を「  
 | | | | | | | | | |」  
 に改め、同項第 2 号ア中  
 「  
 | | | | | | | | | |」  
 を「  
 | | | | | | | | | |」  
 に改め、同部 2 の項第 1 号、第 2 号及び第  
 4 号中「  
 | | | | | | | | | |」  
 を「  
 | | | | | | | | | |」  
 に改め、同項第 8 号中「義務づけ」  
 を「義務付け」に、「  
 | | | | | | | | | |」  
 を「  
 | | | | | | | | | |」  
 に改め、同項第 12 号  
 イ(イ)中「次長及び課長相当職位」を「次長相当職位」に改め、同項第 12 号イ(ウ)中「及び(イ)」を「から(ウ)まで」  
 に改め、同項第 12 号イ中(ウ)を(エ)とし、(イ)の次に次のように加える。

(ウ) 課長相当職位

別表第 1 号の表 2 の部 2 の項第 15 号中「ほう賞」を「褒賞」に、「  
 | | | | | | | | | |」  
 を「  
 | | | | | | | | | |」  
 に改め、同部 3 の項第 1 号イ中「次長及び課長相当職位」を「次長相当職位」  
 に改め、同項第 1 号ウ中「及びイ」を「からウまで」に改め、同項第 1 号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 課長相当職位

別表第 1 号の表 2 の部 3 の項第 4 号中「オ以外」を「カ以外」に改め、同項第 4 号イ中「次長及び課長相当職位」  
 を「次長相当職位」に改め、同項第 4 号ウ中「及びイ」を「からウまで」に改め、同項第 4 号中オをカとし、  
 エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 課長相当職位

別表第 1 号の表 2 の部 3 の項第 5 号イ中「次長及び課長相当職位」を「次長相当職位」に改め、同項第 5 号ウ中「及びイ」を「からウまで」に改め、同項第 5 号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 課長相当職位

別表第 1 号の表 3 の部 2 の項及び 4 の項中

を

に改め、別表第 1 号の表 4 の部中

を

に改め、

別表第 1 号の表 5 の部 1 の項第 1 号を削り、同項第 2 号中「5,000万円未満」を削り、同項第 2 号を同項第 1 号とし、同項第 3 号を同項第 2 号とし、別表第 2 号の表教育総務課の部 1 の款 2 の項中

を

に改め、

同部 6 の款 5 の項中「育児休業」を「休業」に改め、別表第 2 号の表学校教育課の部 2 の款から 6 の款までを削り、7 の款を 2 の款とし、同号の表に次のように加える。

教職員室	1 叙位、叙勲に関する事務	1 死亡叙位叙勲の推薦						教育総務課長
	2 県費負担教職員の給与に関する事務	1 普通昇給の内申 2 特別昇給者の該当者及び昇給額の内申						
	3 県費負担教職員の分限に関する事務	1 県費負担教職員（校長及び教頭を除く。）の分限休職及び分限休職に係る復職の内申						
	4 県費負担教職員の服務に関する事務	1 職務に専念する義務の免除の内申 2 職員団体の業務に専従することの許可の内申 3 営利企業等に従事することの許可の内申 校長及び教頭 一般教職員 4 休暇の承認の内申 校長及び教頭 一般教職員 5 療養命令及びその解除の内申 6 休業(部分休業を含む。)の承認の内申						
	5 教職員団体に関する事務	1 交渉についての決定 重要なもの  その他のもの						教育総務課長 教育総務課長

附 則

この訓令は、平成29年 2 月 1 日から施行する。

教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関である職員が補助執行する場合の事務決裁規程(平成26年教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

平成29年2月1日

大津市教育委員会

教育長 桶 谷 守

別表人事課の部4の款中4の項を削り、5の項を4の項とし、同款6の項中「育児休業」を「休業」に改め、同項を同款5の項とする。

**附 則**

この訓令は、平成29年2月1日から施行する。

**教育委員会教育長告示**

**大津市教育委員会教育長告示第1号**

教育長の権限に属する事務の一部の市立幼稚園の園長への委任について次のように定め、平成29年4月1日から適用する。

なお、平成25年教育委員会教育長告示第1号(教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を市立幼稚園の園長に委任することについて)は、平成29年3月31日限り、廃止する。

平成29年2月1日

大津市教育委員会

教育長 桶 谷 守

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第25条第4項の規定に基づき、教育長の権限に属する事務のうち、大津市立幼稚園における一時預かり事業の実施に関する規則(平成29年教育委員会規則第1号)に基づく一時預かり事業の利用の決定に関する事務を大津市立幼稚園の園長に委任する。